

議第81号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）

の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,770,000」を「1,893,000」に、「93,000」を「99,000」に、「123,000」を「132,000」に、「154,000」を「165,000」に、「886,000」を「948,000」に、「1,010,000」を「1,080,000」に、「52,000」を「56,000」に、「71,000」を「76,000」に、「87,000」を「93,000」に、「505,000」を「540,000」に、「860,000」を「920,000」に、「130,000」を「139,000」に改め、同表第2項中「1,850円」を「1,980円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。